

島根半島 : 漁村の親類

著者	大胡 修
雑誌名	国立民族学博物館研究報告
巻	1
号	3
ページ	604-617
発行年	1976-10-30
URL	http://doi.org/10.15021/00004639

島根半島一漁村の親類

大 胡 修*

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. はじめに | 4. 婚姻の形態 |
| 2. ムラの自然的・経済的背景 | 5. 本・分家関係とその系譜認識 |
| 3. 家族の動態と構造的特質 | 6. 〈シンルイ〉と〈ゴカモン〉 |
| 1) 相続と継承 | 7. むすび |
| 2) 養子慣行 | |

1. はじめに

本稿は、島根半島の一小漁村、沖泊の親類に関する報告である。以下の記述では、婚姻などとの関連を中心にその構造的特質を具体的に示すことに留意した。

なお、本報告は「日本の村落社会における物質文化の地域的比較研究」（「昭和50年度文部省科学研究費補助金総合研究(A)」研究代表者：梅棹忠夫）の一斑をになったものであり、ここであつかった素資料は、昭和50年10月29日から11月5日にかけて実施した、大給近達教授（国立民族学博物館）との共同調査と、昭和51年5月6日から12日にかけての筆者自身の調査で得たものである。また、調査地の選定は大給教授との討議をふまえ、それに筆者の島根半島地域における予備調査（昭和50年10月13日～18日）の結果決めたものである。なお、第1回の調査には、飯島善明、湯本泰久（明治大学政経学部卒業生）の両君の協力を得た。

2. ムラの自然的・経済的背景

沖泊は、〈タコッパナ〉（多古鼻）とよばれている島根半島の最北端の地域に位置する、小規模な地先漁業を主とした漁村である。

このムラの集落立地は厳しく、急峻な山壁が海面まで迫った地形はムラの生業活動に少なからぬ影響を与えてきた。とりわけ、山の斜面のわずかな土地を利用した農業経営は自給程度のもので、経済基盤としての生産手段の主体とはなりえないものであった（1戸当りの平均耕地面積は2.8反）。このことは、結果的に漁業への依存度を高いものにしてきたが、その漁業活動も一本釣とアミ漁を主体とした、1～2人の家族単位で営まれる比較的小規模なものである。ちなみに個人所有の漁船は、4 屯未満の動力船が4隻、無動力船（1 屯以下）が17隻である。

ここで、このムラの漁業活動の性格をみると、漁具の進歩や積極的な機械力の

* 国立民族学博物館第1研究部

導入にもかかわらず、個人のカンや技術がその日の漁獲高を決めることが多かった。もとより、それらは父親なり熟練者から伝達されるというより、個人の能力にかかわったことである。したがって一家の生計も、いわばそうしたはたらき手の能力に支えられてきたともいえよう。このように、もっぱら個人の能力を背景として展開される生業活動は、個人の社会的地位が、生得的というより獲得的に上昇する社会構造と適合すると思われる。そこでこれに関して、部落内での階層構造に若干触れておこう。

このムラでは明治期より、経済力のある男性は〈カシラモン〉と称し、部落自治に関する事項の審議・決定・執行の最高責任者たる指導者の地位が与えられてきた。ムラでは年末になると、部落会役員によって〈ムラワリ〉と称し、個人その年の漁業収入に応じて、部落会費の割当が決められてきた。このとき上位にあるものが、来年度の〈カシラモン〉になる資格をもつが、最終的には〈ミンサン〉とよばれる「年間の漁業収入」と「一家のはたらき」を加味して決めたという。

したがって〈カシラモン〉は、特定の家に固定された世襲的なものではなく、むしろ個人の能力によって、だれもが〈カシラモン〉になりうる機会をもっていたと考えるべきであろう。このことをムラの階層構造に関連させるならば、こうした個人の能力本位を主体として、その地位が上昇していく社会のあり方は、流動的な社会関係を構成基盤にしたもので、固定的・身分階層的な社会のそれとは対照的なものといえよう。

ところで地理的・経済的諸条件は、戸数、人口などの集落としての規模にも一

定の枠をはめてきた。このムラの戸数、人口の変遷は経時的にすべてを明らかにしえないが、現在33世帯、130人であり、1世帯当りの平均人員も3.9人と小規模なものである。また、家族内の続柄構成をみても、傍系親族の同居がほとんどなく、子の配偶者も低率で、夫婦家族ないし3世代の同居を条件とする直系家族を指向した比較的単純なものである（表1）。

表1 続柄別世帯構成

年 代 続 柄	昭 和 5 0 年	
	実 数	千 分 比
世 帯 主	33	1,000
配 偶 者	33	1,000
子	29	879
孫	2	61
父 母	26	788
祖 父 母	1	30
曾 祖 父 母		
曾 孫		
子の配偶者	1	30
孫の配偶者		
兄 弟 姉 妹		
オ ヂ ・ オ バ	1	30
養 父 母	1	30
養 子		
養子の配偶者		
養 子 の 子		
養 兄 弟 姉 妹		
継 父 母		
継 子	1	30
継子の配偶者	1	30
継 子 の 子	1	30
そ の 他		
計	130	—

(注)「千分比」欄は世帯主を1000とした場合の比率

以上、このムラの自然的・経済的諸条件にみられる貧しい集落立地は、生業活

動を小規模なものにし、若年層の部落外流出を顕著なものにしてきた（現在、10～20才代の年齢層がムラに占める比率は16%にすぎない）。しかし、ムラ生活のすべてがエコロジカルな規定を受けてきたとは思われない。家族内に展開するさまざまな人間関係、あるいは相続・継承、養子慣行といったその構造的特質、ならびに後に触れる〈シンルイ〉（以下、テクニカル・タームとしてカタカナ書きのシンルイを用いる）の構造を理解するため、以下では、家族内の動態的側面について触れながら、その構造的特質を究明しよう。

3. 家族の動態と構造的特質

1) 相続と継承

「アトタテニン（次期相続予定者）には長男がなる」といわれるように、このムラでは長男の相続を優先している。しかし、長男が死亡ないし転出したときには次男が、さらに三男が相続するといったように、兄弟の出生順序に従って〈アトタテニン〉が決められた（たとえば現戸主の続柄に長男以外の例が約40%ある）。

このように沖泊における相続制は、長男優先の傾向が指摘されるにしても強い規制とはなっておらず、むしろ長男以下のだれもが相続・継承の潜在的権利をもち、場合によっては女子や非血縁者にまで拡大される、いわば一子選択相続である。

ここで、相続される有形財産に関して若干言及しておこう。主要な相続財は、家屋・屋敷地・畑地（〈ナエバ〉と称しているが、現在ではほとんど作物の生産はおこなわれていない）・磯舟などがある。また無形財産としては、戸主権・祭

祀権にともなう諸権利・義務の継承がある。

一般に戸主は〈タイショー〉と称せられ、正月の〈カミカザリ〉・〈カミオロシ〉などに象徴される祭祀権をもつと同時に、一家の長として〈サイフ〉（家計）を握り、部落内においては「部落会」の成員資格をもつ。戸主権の譲渡時期は一定していないが、「生活能力がなくなれば譲る」といわれるように、漁に出なくなったときを契機としているようである。またこれには、漁協に登録している船の鑑札を息子名義に変更するなどの具体的行為が示され、社会的には、「部落会」にはじめて出席した時点で〈タイショー〉として承認される。このように〈タイショー〉は、継承に関連した諸権利・義務をもつことを条件に、具体的な相続財を譲渡されるわけである。したがって、相続・継承はほぼ一致している。

他方、〈シャクシワタシ〉（主婦権の譲渡）は、かつて「だいたいヨメにきて10年でゆずられた」という。これは、子どもが生まれて手がかからなくなったところで、姑が行商（ワカメ、スルメなどを岡山、広島方面に売りにいっている）から引退し、嫁が受け継ぐ時期でもあった。主婦権の移譲は、〈シャクシワタシ〉といわれている。かつて行商の仕事は主婦にとって重要なものであった。〈シャクシワタシ〉をすると、ヨメは〈スイジ〉（台所）を一切まかされたという。またそれを契機に、ムラの婦人会にも出席するようになるが、最初は姑も一緒に行きアイサツするのが慣例である。

いずれにせよ、かかる相続・継承は、父から息子へと父系をたどり、一子残留制を指向するものであった。したがって

〈アトタテニン〉（次期相続予定者）を除く他の子女は、分家、婚出（養子も含む）などにより生家から離れることが期待される。これは、すでに指摘したムラにおける生産手段の低位が、家族内の労働力の拡散を条件づけてきたことにもよっている。さらにこのことは、家族形態としてみると、常に夫婦家族ないしは直系家族型を保ち、傍系の成員を家族外へ分散してきた機構とも一致している。

2) 養子慣行

このムラの養子慣行には一般に、2つの異なった説明が与えられている。第1は、「〈アトタテ〉にはいってもらたため〈ヨージ〉をとる」ということで、これは相続・継承に関連するものである。第2は、「ここは血縁結婚が多かったが、〈ヨージ〉を迎えることによって皆義理の関係になっている」と考えていることである。そこで、以下はこのムラにおける養子が婚入後、養家でいかなる展開をみせてきたかについて触れていこう。

なお、このムラで使われる〈ヨージ〉は、婿入婚を前提とした〈ムコヨージ〉と、幼少時にとる〈モライヨージ〉（貰い子）の両方を意味しているが、ここでは、さしあたって第2の点とかわる後者について考察していきたい。

51例の養子縁組のうち〈モライヨージ〉が32例あった（他の19例は〈ムコヨージ〉でいずれも相続者となった）。そこで、死亡・離縁などを除く24例の婚入後の展開をみると、成人後家を相続したものが12例、婚出・分家創設などにより他出したものが12例と同数であった。

また、男女別では女子が17例あり、そのうち10例が婚出し、他は相続者となった。一方、男子は相続者となったのが5

例で、他の2例は部落内への分家創設と絶家した家（部落外）を相続したものであった。このことは養子婚入者が、婚姻・分家を契機として養家から離れることを期待されていることを示したものである。そこで、この点をさらに明確にするため、養子慣行の血縁的・地域的範囲をみていこう。

養親と養子の関係をみると、血縁関係のある例は自己の妹を養女とした1例と、自己の兄弟の次男を養子にした1例のわずか2例があるだけである。それらはいずれも〈アトタテニン〉となったが、配偶者を非血縁からもらっている。一方、婚出・分家創設によって養家から分離したものには、血縁関係の例は皆無であった。さて、かかる傾向を前述の養子慣行の第2の点と関係させて考えてみよう。「血縁結婚が重なるのを避ける」というムラ人の考えを前提とするなら、養子が非血縁者であることは必要条件となるにしても、養子が〈アトタテニン〉として残留するか、あるいは婚出者として養家から離れるかといったことは差しあたって問題とはならない。なぜなら、養子が非血縁者であるかどうかということは、配偶者選択が近親者からなされるときはじめて問題となるからである。したがって上記のムラ人の考え方にしたがえば、「養子をむかえているから、血縁結婚をしても近親婚にはならない」というべきであろう。

ところで、ムラ人の語る血縁結婚とは、具体的にはフタイトコ結婚を意味し、それ以上になると実際に血がつながっていても血縁結婚とあまり意識されない。これは、ムラ人の系譜認識を知る上で重要な手がかりとなるが、それについ

表2 地域的通婚圏とその累積比

通婚圏 実数 累積比	部落内		旧村内		島根町		県内		県外		計	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
夫婦組数	45	31	2	5	-	-	3	4	-	2	50	42
百分比	90	73.8	4	11.9	-	-	6	9.5	-	4.8	100	100
累積比	90	73.8	94	85.7	-	-	100	95.2	-	100	-	-

ては後に触れたい。

ここで留意しなければならないのはいうまでもなく、婚姻における配偶者の選択が血縁者を条件としているわけではないし、こうしたフタイトコ結婚が一般的であったわけでもないということである。これはむしろ、このムラの内婚率の高さ（部落内婚率74%）によった結果である。すなわち、特定地域内における高度な内婚率は当然、その社会内に、網の目状の婚姻関係を張りめぐらすことになる。そうした婚姻関係が累積されるにしたがい、血縁結婚の確率が高くなることも事実である。ムラ人の「ヨメ・ムコ選びのときには、お互いの血すじをよく調べた」という話しはそれを裏づけたものである。養子を親族関係者以外からもらうことは、かかる背景を考慮しなければならない。さらにいえば、養子のほとんどが部落外出生者であったことが、上述の理由を積極的に意義づけている。

ところで、ただ血縁結婚を避けるためだけなら、部落外に配偶者を求めればよいはずである。これに関して、かつて「ヨソに嫁に行くオナゴは出来が悪い」といわれたように、このムラの外社会に対する排他性の強さを指摘するだけにとどめておきたい。

4. 婚姻の形態

沖泊の婚姻をもっとも特徴づけているのは、その内婚率の高さであろう（表2）。これは、「ムラ中みんな親類だ」という婚姻関係の特定地域社会への累積を表出させてきた。また、すでに指摘したように個人の能力本位性が、このムラの身分階層的構造を否定するひとつの条件であるなら、高い内婚率もまたその条件のひとつとなりえよう。

ここで、婚姻の形態のひとつとして血縁結婚について触れておこう。そこで、現在、夫婦とも健在の42組を対象としてイトコ婚をみると8例（19%）あった。そのうち平行イトコ（父方）婚は2例であり、他はすべて交叉イトコ婚（父方、母方とも3例）であった。しかし、このことから何らかの偏向を認めることはできない。むしろ、父方・母方のいずれにもこだわらない傾向が指摘できよう。

そこで、養子慣行で触れた血縁結婚との関連について言及しておこう。

図1は、[O]家を中心にしてみた血縁結婚の例である。ここで注目されることは、2度にわたって隔世代で養子（いずれも〈アトタネン〉になっている）をもらっている点である。これは非血縁者（養子）が介在することによって、「血縁結婚はあっても養子がいるのでみんな

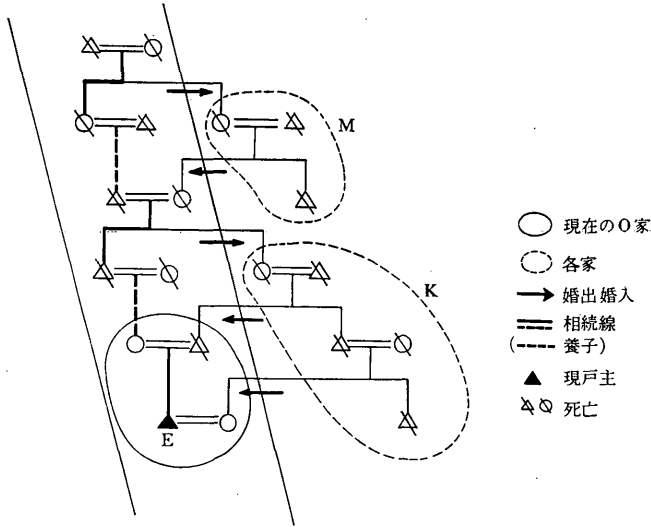


図1 O家における血縁婚

義理の関係」であることを端的に示している。もちろん、養子縁組がすべてそのために結ばれているわけではないし、先に触れた8例のイトコ婚の事例でも非血縁者の介在したのは1例にすぎない。たしかに、養子を迎えることにより血縁関係が重なることを回避してきた例は、過去にも若干あった。しかし、一見、「血縁関係の忌避」とも思えるこれらの事例は、実は自分たちの周囲をいままでの血縁関係者でかためるという、血縁の優先を根底にしたものと考えられる。たとえば、図1にみるように養子の配偶者をすでに親類関係にある家〔M〕、〔K〕から迎えているが、これは、血の重なり合いを避けながら、実質的には関係をより濃くしてきたといえよう。

さらに、部落内婚の高率は、このムラの流動的な社会関係を条件づけ、身分階層の構造を排除するものであった。かかる地域的内婚社会は、〈シンルイ〉が地縁集団化する可能性をもつことを示し

ている。もちろん、このことは〈シンルイ〉が現実の機能のなかで、どのように成員の範囲を規定するかによっている。そこで以下では、本・分家関係にみられる系譜認識および〈シンルイ〉の構造について触れていこう。

5. 本・分家関係とその系譜認識

沖泊では本・分家を示す名称として〈ホンケ〉・〈イモッチェ〉が使われているが、今は〈イモッチェ〉を使用することは稀で、ほとんど〈ブンケ〉といっている。

このムラにおける本・分家関係は、直接的な本家と分家のみ限定され、総本家・孫分家をも含んで指示されることはない。このことをムラ人の系譜認識からみるなら、分家創設時を基点とした親子の直接的な系譜関係を軸としたものといえよう。そして、この両者の関係はおおむね2～3世代の期間内に限定され（これは後に述べる〈シンルイ〉の範囲

と重層している), 4代を経ると〈ウスイシンルイ〉になり, やがて〈タニン〉〈他人〉として扱われるようになる(たとえばこれに関して「本家でも代が古ければ, 葬儀などには部落のものとして出席する」といわれる)。

このように, かつて分家を創設したことは事実であるにせよ, ムラ人のもつ現実的, 社会的な系譜認識は, 特定の世代範囲を条件として喪失していくことが指摘できよう。この3代(あるいは4代)を上限として切れていく過程はまさに〈シンルイ〉の構造と符合している。このことは, ムラにおける〈シンルイ〉の規定する世代範囲を本・分家間の関係にも適用するものといえよう。

ここで分与財と分家創設について触れておこう。〈ホンケ〉が〈ブンケ〉に分与するものとしては, 若干の耕地・屋敷地・磯舟である。そのなかで磯舟に関連したムラの規制について触れておこう。

経済的諸条件がムラの戸数・人口を適正な規模におさえる方向に, 機能してきたことはすでに述べてきた。かかる村落規模の適正化は各戸の舟の所有にも及び, 1戸当り1隻に制限してきた。もちろんこれは絶対的条件ではなかったが, もし1隻以上所有する場合〈ナダ〉に係留できるのは1隻だけで, 他は別の漁港におかねばならなかったといわれる。外社会との交通手段が発達していなかったとき, 漁業活動に占めていた〈ナダ〉の位置が今よりはるかに重要であったことは容易に想像しえよう。それゆえ, この〈ナダ〉を離れた漁業活動はムラ成員としての意味を失うことになる。したがって, こうした戸数や人口の規制は実質的

なムラ規制の役割を果たしていたと指摘できよう。さらにまた, これを上述の分与財としての磯舟と関連させるなら, かかる諸条件は現実には舟の分与を困難にさせてきたといえる。

また他の分与財についても, たとえば狭小な耕地はすでに指摘したように, 畑作のみで生計を維持しえないムラ生活にあっては, 価値ある財としての分与が不可能であった。これらの点から, ムラにおける分家創設をきわめて消極的なものにさせてきたと考えられる。

現在, ムラ人の伝えるもっとも新しい分家創設は大正12年に行われた1例で, これが現在このムラに存在する唯一の直接的な本・分家関係である。

最後に, 本・分家間の機能について触れておこう。ここでは盆になると〈センコタテ〉と称し, 〈ホンケ〉の仏をおがみに行く。しかし, この〈ホンケ〉は, 自分の親あるいは祖父母の家であり, 何代も前の〈ホンケ〉に行くことはなく, むしろ, 古い〈ホンケ〉は日頃の付き合いでも「他人同様」となる。したがって, 日常の付き合いで, ヤネフキなどの〈テツダイ〉に〈ホンケ〉のところに行くというのは, 実際には自分の〈オヤモト〉あるいは祖父母のところに行くことである。

ムラ人が, 事実としての系譜的本末関係を全く知らないわけではない。しかし, 現実の機能のなかでムラ人が意識する系譜的距離は, 限定された時間内にあり, 本・分家の系譜関係も3~4世代の深度に限られている。これは, 系譜の本末関係を超世代的にたどる単系的出自集団のあり方とは別の構造をもつものである。

6. <シンルイ> と <ゴカモン>

現在、沖泊では親族関係を指示する用語として、<シンルイ>、<イッケ>が用いられている。このうち<シンルイ>は若い世代の用語で、<イッケ>は年輩者層で主に使われている（以下の記述では<シンルイ>とする）。<シンルイ>はその関係の重要さに従い<ゴカモン>、<シンルイ>、<ウスイシンルイ>に分けられ、その中核になっているのが<ゴカモン>である。

そこで、ムラ人が<シンルイ>、<ゴカモン>と意識している具体的な範囲を説明していこう（図2）。図2によれば、Y家の当主の父（E）が意識している<シンルイ>は1～11の家であり、そのうち<ゴカモン>は2, 3, 4, 6, 7, 8, 9, 11であった（なおEはムコヨーシである）。ここにそれぞれの関係を示せば以下のとおりである。

- 2 配偶者の養父の兄弟
- 3 Eの息子（図中a）のイボシオヤ

- 4 祖母の姉妹（娘の婚家）
 - 6 配偶者の養母のサト（実家）
 - 7 兄弟の配偶者の姉妹の婚家
 - 8 兄弟の配偶者の兄弟
 - 9 姉妹の婚家
 - 11 子の配偶者（ヨメ）のサト（実家）
- ここで注目されるのは3および4との関係である。Eによれば「3とは縁遠くなっていたが、長男(a)の<イボシオヤ>になったので濃くなった」といわれる。ところで、薄くなった<シンルイ>を濃くするためにとる<イボシオヤ>・<イボシゴ>関係（以下では単に<オヤ・コ>とする）は、当事者のいずれかの死亡によって解消される、一時的・限定世代的な関係のものである。「薄くなった<シンルイ>を濃くする」ということは特定世代を条件とした親族関係の再生といえよう。

ここで<オヤ・コ>関係について若干触れておこう。かつて男は15才、女は13才になるとそれぞれ<オヤ>をとったが、正月など<シンルイ>が多く集まる席

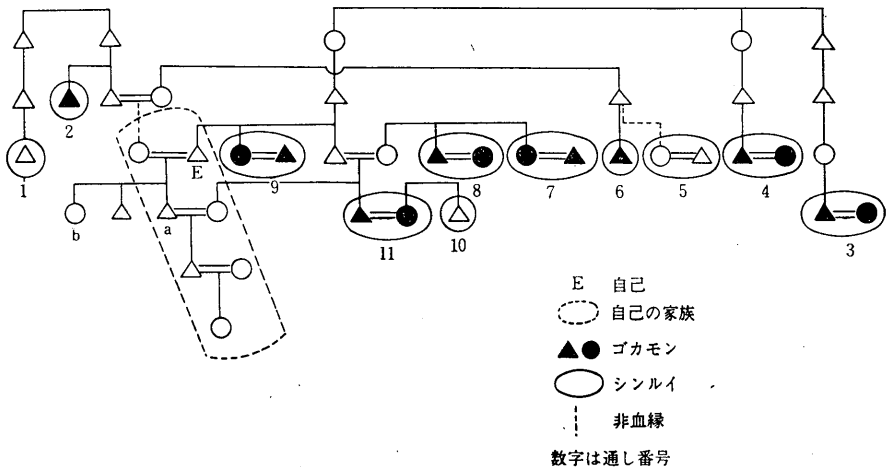


図2 Y家の<シンルイ>と<ゴカモン>

表3 オヤ・コの血縁関係

コ の 続 柄 オヤとの関係	コ の 続 柄				コ の 続 柄				計
	(1)	(2)	(3)	計	①	②	③	④	
父 の 兄 弟 姉 妹	2	1	1	4	3	1	1		5
父 の 養 兄 弟 姉 妹		2	1	3					0
養 父 の 姉 妹				0				1	1
母 の 兄 弟 姉 妹	4		2	6	1	3			4
母 の 養 兄 弟 姉 妹	1			1	2				2
母 の 兄 弟 の 養 子				0		1			1
母 の 養 兄 弟 の 子		1		1					0
養 母 の 兄 弟				0	1				1
養 母 の 兄 弟 の 子				0			1		1
祖 父 母		1		1					0
祖 父 の 姉 妹	1			1					0
祖父母の兄弟姉妹の子	1	1		2					0
祖父母の兄弟姉妹の孫		1		1	2		1		3
曾祖母の兄弟の孫				0		1			1
合 計	9	7	4	20	9	6	3	1	19

上、〈オヤ〉の方から頼みに来たといわれる。表3は、〈オヤ・コ〉間の血縁関係をみたものである。長子（長男・長女）が母方のオヤ・オバを〈オヤ〉にしている例がやや高いといえよう。しかし、ここではむしろ〈オヤ〉が父方・母方双方から選ばれていると指摘した方が適切であろう。

図3は、2つの特定の家間による〈オヤ・コ〉関係の重なりを見たものである。

⑩の戸主は⑨の戸主の養父母の〈コ〉であった（非血縁）。また⑨の戸主は父のイトコ夫婦の〈コ〉となっていた。⑨の戸主と⑩の戸主はミイトコの関係にあったが、〈ゴカモン〉ではなかった。しかし、⑩の戸主の妹が⑨へ養女に行ったことにより、濃いシンルイになり、さらに⑨の戸主夫婦が⑩の戸主の娘の〈オヤ〉

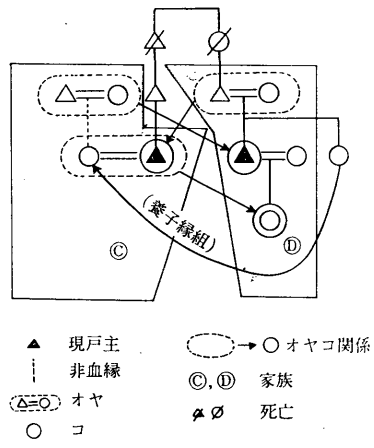


図3 オヤ・コ関係の事例

になったことでその関係は一層濃いものとなった。

この事例は、〈オヤ・コ〉関係を設定することによって〈ウスイシンルイ〉を濃くした例である。

ここで図2を再びみてみよう。4は親

の代には〈ゴカモン〉であったがEからみるとミイトコになり、〈ウスインルイ〉になっていた。しかし、Eの娘(図中b)を4に婚出させたことにより、娘の婚家(4にとってはヨメのサト)になり〈ゴカモン〉になった。

これは、婚姻を媒介として〈ウスインルイ〉関係を濃いシンルイに再生させたものである。さらに言えば、ここに血縁の優先をみることができる。すなわち、Eの娘夫婦は実際には血縁関係にあった。しかし、ムラ人の「血縁」観によれば、この関係は「遠い関係」となり、むしろ「薄い関係になったから結婚によって濃くした」ことになる。

いずれにせよ、これらの事例で看取された親族関係は、世代深度からみるなら自己を中心として3~4世代の範囲にある、兄弟姉妹とその配偶者を含み、父方母方の双方に辿りうる関係といえよう。

そこで、ここに〈シンルイ〉、〈ゴカモン〉のモデル構成をみると図4のように

なるう。

- 1 自己の兄弟姉妹の家族
- 2 自己の配偶者の兄弟姉妹の家族
- 3 自己の父母の兄弟姉妹の家族
- 4 自己の祖父母の兄弟姉妹の家族
- 5 自己の子(自家に残留した子供)の配偶者の兄弟姉妹の家族
- 6 自己の他出した子供の家族

〈ゴカモン〉の範囲は〈シンルイ〉に比べると上記の範囲からそれぞれの家族を除いた関係となり、基本的には兄弟姉妹の関係といえる。

以上の諸点から〈シンルイ〉、〈ゴカモン〉の構造的特質を抽出するなら、祖父母の世代を上限とした、自己を中心に形成される集団化といえよう。また、その構成範囲は兄弟姉妹関係とその配偶者と家族を含んでいる。そしてより重要な特質は、世代が移行することにより、あらたに再編されることである。

それでは、かかる親族間の機能的側面はいかなるものであろうか。以下では

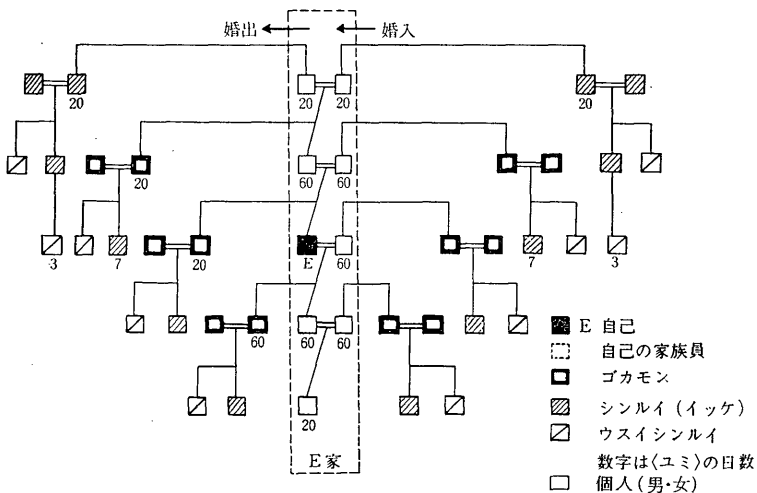


図4 ゴカモン・シンルイの範囲

〈シンルイ〉の共同と連帯の諸相をみていこう。

日常生活のみならず、葬儀などの通過儀礼においても〈シンルイ〉、〈ゴカモン〉のもつ機能は重きをなしている。とりわけ、戸主の配偶者のサトは〈カナイジュー〉（家族全員）で〈テツダイ〉をする家とされ、次いで、兄弟姉妹の配偶者のサトが重要とされている。図5は、

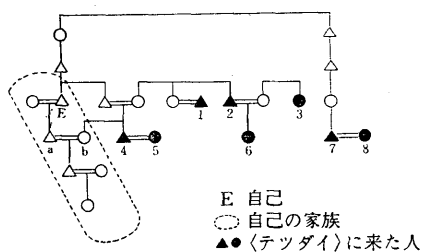


図5 Y家の新築にともなう〈テツダイ〉の事例

Y家の新築に際して〈テツダイ〉にきた関係を示したものである（図2のY家と同じ）。

Eの配偶者の血縁がないのは、養女として松江から来ている点が考慮されよ

う。また家が完成するまでEの家族は、ヨメ(b)のサト(Eの実家でもある)に同居していた。3を除き、すべてが〈ゴカモン〉である。

このように、このムラの日常的な〈テツダイ〉は〈ゴカモン〉を中心とした数家族の共同で支えられている。

日常的なつき合いのほか、〈シンルイ〉、〈ゴカモン〉の成員が参集する機会として葬式は重要である。とくに、葬式がこのムラにおける親族に一定の内容を役割として与えている。

そこでX家の事例を中心としてみることにする（図6、表4）。死者が出るとまず近在の親類、寺、役場（支所）などに連絡するために〈アンナイ〉（男が2人で一組になる）が出される。〈アンナイ〉はかならず〈シンルイ〉のなかから選ばれた。死者の出た家には〈ゴカモン〉が全員集まり、葬儀の段取りを相談するが、そのとき〈ゴカモン〉も含め、〈シンルイ〉のなかから濃い順に15軒を選び葬儀の〈テツダイ〉を頼む。この数は決

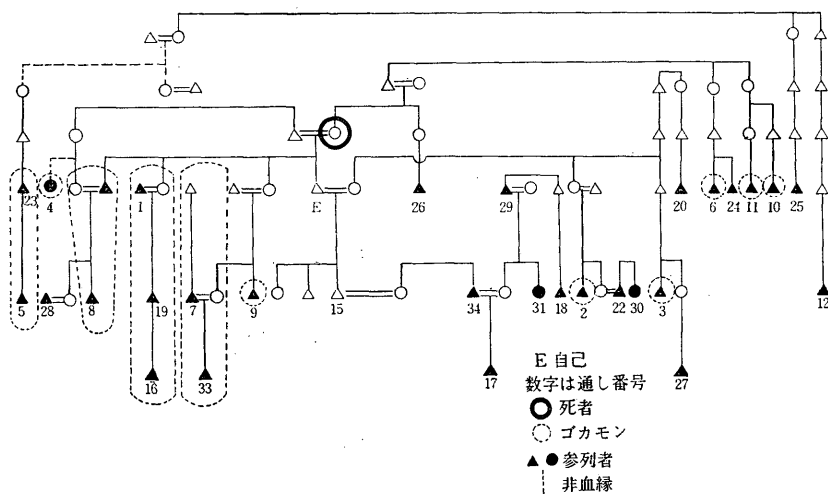


図6 X家の母の葬儀参列者

表4 X家の母の葬儀における不祝儀

	現住地	関係	役割	香典	夜食	初七日	忌明	初盆
1	○	ゴカモン	穴掘		白米 5升			1,000円
2	○	〃		{ 2,000円 サトウ5kg	白米 2升			{ 1,000円 サトウ2kg
3	○	〃		{ 3,000円 サトウ5kg			1,000円	{ 1,000円 サトウ1kg
4	○	〃		1,000円	500円		500円	1,000円
5	○	〃	穴掘	{ 1,000円 サトウ5kg	白米 2升			1,000円
6	○	〃	寺上り	1,000円	白米 3升			{ 1,000円 ヨーカン
7	○	〃	カツギ人	1,000円	白米 3升	500円	500円	1,000円
8	○	〃	〃	5,000円	白米 4升	1,000円	1,500円	{ 3,800円 マワリドーロ1
9	○	〃	ササモチ	3,000円	白米 4升	1,000円	1,000円	{ 3,800円 マワリドーロ1
10	○	〃	寺上り, ササモチ, 支所	1,000円	米 1升			1,000円
11	○	〃	ササモチ	500円	米 2升			{ 200円 菓子, 線香
12	○	〃		500円	白米 1升			1,000円
13	○	ウスイ シンルイ		500円	米 1升			{ 500円 線香
14	○	〃	ササモチ	500円	米 1升			500円
15	○	自己の長男	カツギ人					
16	○	ゴカモン	〃					
17	×		寺迎・送	2,000円				1,000円
18	×		寺送	{ 2,000円 米 1斗				2,000円
19	○	ゴカモン		5,000円		1,000円	1,500円	{ 4,000円 マワリドーロ1
20	○			500円				
21	○	ウスイ シンルイ		1,000円				1,000円
22	○			1,000円	米 2升		500円	1,000円
23	○	ゴカモン		2,000円				500円
24	×			500円				線香
25	×			500円				1,000円
26	×			3,000円			1,000円	{ 2,000円 線香
27	×			2,000円				{ 1,000円 モチ米1升
28	×			{ 1,000円 カマボコ10				1,000円
29	×			1,000円				500円
30	×			1,000円				
31	×			500円				
32	×			2,000円				
33	○	ゴカモン	寺上り	5,000円				
34	×			5,000円				

(注) ○ 部落内居住者
× 部落外居住者

(香典帳記載のうち親族関係者のみ)

まったものではなく、大体11~13軒が普通であった。しかし、15軒を越えることはなかったといわれる。X家では11軒の家に頼んだ(図中1~11)。

この場合の「濃い順」とは死者からみた関係であり、「ふだんよくつき合いのある人」を意味している。とくに15軒の家は、通夜に出す〈ヤショク〉(夜食)用として米、白米などをもって来るが、濃い人(死者により近い血縁にあるもの)ほど多くもってくるという。X家の例をみると、もっとも多いのは1の5升で、以下4升もってきたのが2軒(8, 9)であった。これらはいずれも、Eからみて他出した兄弟姉妹の配偶者およびその家族であった。また4はX家の本家といわれている家であるが、E自身の説明では「父の姉妹の子ども(養女)」であり、それゆえ〈ゴカモン〉になる関係であった。これは、実際の親族の系譜関係と、本家・分家の系譜関係が重なる場合、どちらの関係を重視して考えるかを示すものであろう。Eにとって4は〈ホンケ〉としてよりも、「父の姉妹の子」として理解され、〈ホンケ〉との系譜はすでに喪失したものとなっている。

また、よぶ人数も葬儀に先立ってあらかじめ決めるが、それはたとえば「△家は濃いから〈カナイジュウ〉よぼう」とか、「○家は夫婦だけよぼう」といったように決められる。このように、濃い順にしたがって招待する数を決める方法は、葬儀に限らず、このムラではさまざまな祭儀の際おこなわれている。そしてこれは、〈シンルイ〉関係の濃淡にほぼ一致した傾向がみとめられる。すなわち、〈ゴカモン〉と〈カナイジュウ〉、〈シンルイ〉と夫婦(2人)、〈ウスイシンルイ〉

と単独(1人)という組み合わせで協力する比重がつけられている。

これまで〈シンルイ〉、〈ゴカモン〉の機能的側面を日常生活における〈テツダイ〉と通過儀礼の事例から記述してきた。そこに展開された親類関係は、3~4世代の範囲内にある兄弟姉妹と、その家族を内包した双系の親族体系を指向するものであった。

他方、家の本末関係において人びとが具体的・社会的にたどりうる系譜は、3~4世代の範囲内にある人たちであった。そして、この世代範囲に連なる人びとは、同時に自己が日常、体験的に知りうる人たちであった。すなわちこのことは、本家始祖にどのように系統的な帰属をもっているかということではなく、むしろ自己にとって、血縁的にどれほど近いかが優先されることを示したものである。このムラにおける本・分家関係のあり方をみるなら、特定世代の範囲内で認識され、限定世代的な性格をもった関係であった。したがって、本・分家の系譜関係も超世的に連続してたどられるものではなく、世代の移行とともにつねに断絶と分節を繰り返していく傾向をもっている。したがって、このムラにおける本・分家集団は、いわば「家」連合としての同族団を構成することなく、双系的親族たる〈シンルイ〉に包含された存在といえよう。

7. むすび

本稿では、島根半島の一漁村における〈シンルイ〉の構造について、若干の資料から言及してきた。その結果、当該社会に展開する〈シンルイ〉、〈ゴカモン〉が、双系的親族を指向する顕著な特色を

もっていることが看取された。一方、本・分家間にみられる系譜認識は特定世代範囲に限定されたもので、「3代たてばホンケも他人」といわれるように人びとの現実的・社会的系譜認識は、祖父母の世代を上限とし、それ以上は〈ウスインルイ〉もしくは〈タニン〉(他人)として、人びとの系譜認識範囲から断絶される。ここで重要なことは、かかる本・分家関係の系譜が、超世代的に連続するのではなく限定世代的に認知され、世代の移行とともに喪失ないし断絶していることである。これは、本・分家の構成範囲が分家創設時における親子関係を基調としながら、3～4世代の範囲内で、系譜的本末関係の認知がなされるという、当該会社における単系性のあり方を規定するものである。したがって、かかる単系性は、〈シンルイ〉の構造に内包され、超世代的連合の同族団構成を否定する構造的特質をもっていたといえよう。さらに、分家創設がエコロジカルな規制を受けてきたことも、本・分家関係がその機能を早い時期から停頓させてきたと思われる。

一方、〈シンルイ〉、〈ゴカモン〉の構造で重要なのは、ヨメのサト、母のサトにみられる姻戚関係の強調である。たとえば、「カシラゴの〈オヤ〉は、母のサトからとる」というように、〈シンルイ〉のなかでもきわめて濃い関係になっている。これはまた、日常の〈テツダイ〉

で重要な役割が期待されている。

他方、この〈シンルイ〉の構造を一定期間再生、補完する慣行として〈オヤ・コ〉関係は重要な役割を果たしてきた。

ともあれ、このムラは冒頭にみたごとく、個人の能力本位性を背景とした流動的な社会関係を構成基盤にもちつつ、伝統的生活諸慣行を展開してきたといえよう。

文 献

- 蒲生正男・坪井洋文・村武精一, 1961, 「青ケ島の社会と民俗」『民族学ノート』(岡正雄教授還暦記念論文集) 平凡社。
- 蒲生正男・大胡欽一, 1967, 「下北における漁生活と農耕生活」『下北——自然・文化・社会——』(九学会連合下北調査委員会編) 平凡社。
- 村武精一・郷田洋文・山口昌男・常見純一・竹村卓二, 1959, 「伊豆新島若郷の社会組織——世代階層制村落の研究——」『民族学研究』22巻3・4号 日本民族学協会編 誠文堂新光社。
- 村武精一・大胡欽一, 1964, 「小佐渡大川における家族・シンルイ・婚姻」『佐渡——自然・文化・社会——』(九学会連合佐渡調査委員会編) 平凡社。
- 大胡欽一, 1970, 「出雲—海村の社会組織——双系的社会の構造をめぐる——」, 『民族学からみた日本』(岡正雄教授古稀記念論文集) 河出書房新社。
- 山路勝彦, 1974, 「民俗慣行における養親子関係」『講座家族6』 弘文堂。
- 吉田禎吾・上田将・丸山孝一・上田富士子, 1969, 「山陰農村の親族組織」『民族学研究』34巻1号 日本民族学会編・発行。